

霧島市条例第 12 号

令和 8 年 3 月 13 日

霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年霧島市条例第 40号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100分の172.5」を「、6 月に支給する場合には100分の172.5、12 月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第 2 条 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には100分の172.5、12 月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の報酬等条例」という。）は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の報酬等条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。